

雇均発0820第10号  
令和3年8月20日

全国中小企業団体中央会 会長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長  
( 公 印 省 略 )

中小企業退職金共済制度加入促進活動の実施について（依頼）

中小企業退職金共済制度（中退共制度）の普及等については、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

中小企業においては、未だ退職金制度が十分に普及しているとは言い難い状況にあり、退職金制度が確立されることにより優秀な労働力の確保等を通じた中小企業の経営基盤の充実を図る意味においても、一般の中退共制度の普及をより一層図る必要があります。

そこで、厚生労働省においては、本制度の運営主体である独立行政法人勤労者退職金共済機構と連携して積極的に加入促進対策を実施しているところですが、その一環として、同機構において本年も10月1日から10月31日までの期間を「中小企業退職金共済制度加入促進強化月間」と定め、集中的な加入促進活動を実施することとしております。

つきましては、貴職におかれましても、本制度の趣旨をご理解の上、同機構の実施する加入促進活動について御協力を賜りますとともに、構成組織等におかれても御協力が得られますよう特段の御配慮をお願いいたします。

また、一般の中退共制度は、会社合併等の場合に中退共制度と企業年金制度（DB又は企業型DC）との間での資産移換が可能となる等、ポータビリティの拡充を行っておりますので、本制度の趣旨と併せて周知をお願いします（別紙）。

なお、9月上旬に同機構から別途依頼文及びパンフレット・ポスター等が送付される予定であることを申し添えます。